

69 東京法学院の討論会

〔『法学新報』第五九号 明治二十九年二月二十八日〕

○東京法学院の討論会

曩きには東京法学院に於て有志の学生と教務例と胥謀り一の討論会を創む名けて同攻会と称し岡松学士を推して会長と為す而して其第二会は本月一日午後一時を以て同院大講義室に開かれね今生が見聞したる儘を略記せんに学生院友集まる者凡そ五百余名演壇に登て論駁せしもの二拾人を過ぐ口角沫を飛ばして弁ずるものあり案を拍ち足を挙げて喝破するものあり理論は精密なるも言訥なるあり弁論に熟達せるも意味索然たるあり奇抜の論可なりに多かりしが偏僻の説亦鮮からざりき其問題は即ち左の如し

(一) 一汽船あり進行中眼前に客拾人を載せたる甲船と漁夫一人を載せたる乙船とを見たり其儘に進行せば甲船を顛覆すべく左りとて進行を止め若くは二船以外に進行することは能なるを以て汽船々長は針路を転じて乙船に衝突し漁夫を死に致せり右船長は有罪なるや否や

(二) 甲者乙者より詐欺を以て金円を借受け丙者は甲者の依頼により情を知らずして保証人と為れり其後乙者は甲者より弁済を得ざる為めに丙者に対して請求せり丙者は請求に應ずる義務ありや否や

刑事問題は百七十三人に対する三百余人の多数を以て消極論に決せり岡松会長は衆の請に依じて説明を与へらる其懇切寧ろ謝すべきの至なり参考の為ゆ生が聞き得たる所を摘示すれば曰く元來此問題は江木講師が提出せられたるものなり之れに就て積極論を主張するは殆んど謂はれなく諸消極論を採るとすれば刑法第七十五条を根拠とすべし然れども該条の解釈上曾て仏蘭西学者間を生じ自由説と棄権説とが両々相争ひたる結果遂に棄権論者は此問題を出して以て斯の如き場合に事実上意思の自由を失はざりしとせば之を不<sup>マヤ</sup>論罪と<sup>マヤ</sup>するを得ざるへき乎と詰問せしに自由論者は閉口したりと云ふ是れ思ふに江木講師か此問題を提出せらるゝに至りし理由ならんと語簡にして明満堂為めに肅然たり嗚呼生亦棄権説賛成の一人なり彼の自由説の如き犯罪或は立論の根本より誤れるものと信す次に民事問題に移りては衆漸く倦怠加ふるに積極論大に勢力を得たるを以て別に決を採らず最後に松岡会長は又た立て説明せり曰く余は曾て或討論會に

於て此問題を積極に論し見事敗を取れり而して今尚ほ同一の見解を抱く固らざりき此會に於ては満堂実に積極論に傾かんとは或は恐る諸君の研究足らざるあるを(生以為へらく蓋し或は然らん)察するに消極論の根拠とする所下の三点にあり乞ふ一々之を弁駁して積極論の可なるを示さん第一、担保篇第六条を根拠とし第二、同第九条を根拠とす皆な解釈論に属して面白からず(之を略す)第三の根拠に至ては大に考ふべきものあり論者曰く本題の文辞中丙者は情を知らずとあり情を知らずして締結したるを錯誤なり錯誤は契約の瑕疵を為すものなり乃ち甲丙間の保証債務は瑕疵あると免れしと然れとも凡そ錯誤は何ものかに錯誤あるを云ふ唯た漠然錯誤ありしとのみにては曖昧なり論者は云はん此問題の場合は契約の原因に錯誤ありと是論又た錯誤なり抑も余を以て之を見れば契約の縁由に錯誤あるに過ぎず原因は直接の理由なれとも縁由は間節の理由なり故に其錯誤は契約の瑕疵を為すに足らざるなり云々と論し去り論し来りて転た痛快を覚ふ衆皆な欣々如たり時既に午後六時星斗娟々として衆の散するを送る(退歩生投)